

東松山税務署 アルバイト職員の募集

【募集内容】

- 勤務期間** | 令和3年1月上旬～3月末
(土日祝日除く)
- 勤務時間** | ① 9時から17時のうち、昼休み(1時間)を除く5時間～6時間
② 10時から15時のうち3～4時間(昼休みなし)(確定申告相談会場のみ)
- 勤務内容** | ① 納税者のパソコン操作補助
または事務補助、書類整理等
② 納税者のパソコン操作補助
- 勤務場所** | 東松山税務署または東松山市民文化センター(確定申告相談会場)
- 時給等** | ・納税者のパソコン操作補助・・・1,030円
・事務補助、書類整理等・・・1,010円
※通勤手当については、原則実費相当額を支給(上限あり)
- 募集人数** | 40名程度(定員になり次第締切)
- 申込方法** | 面接日を決定しますので、事前に下記まで電話連絡をお願いします。

問 東松山税務署 総務課 ☎ 22-0990
(自動音声案内「2」選択)

令和2年分の年末調整説明会 開催中止のお知らせ

東松山税務署では、例年「年末調整説明会」を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を考慮し、今年は開催を中止することとしました。なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページを作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

問 東松山税務署 ☎ 22-0990
(自動音声案内「2」選択)
※税務署窓口での相談は、事前予約とさせていただきます。

地方税の申告・申請・納税は eLTAXをご利用ください！

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

【eLTAXのメリット】

- ◎**手続きが自宅やオフィスでできる**
インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。
- ◎**複数の申告も一括で処理できる**
利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンタが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。
- ◎**給与支払報告書・源泉徴収票を一括で提出できる**
国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。
- ◎**全地方公共団体へ一括で納税できる**
法人住民税、個人住民税(特別徴収分)を、金融機関に出向くことなく、複数の地方公共団体に一括で納税できます。

【利用できるサービス】

- ◎**法人住民税**
・中間申告、確定申告、修正申告 など
- ◎**固定資産税(償却資産)**
・全資産申告、増加資産(減少資産)申告、修正申告 など
- ◎**個人住民税**
・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、普通徴収から特別徴収への切替書 など
- ◎**納税**
・法人住民税、個人住民税(特別徴収分)

【eLTAXに関するお問合せ先等】

☎ 0570-081459(ヘルプデスク)
※上記の電話番号で繋がらない場合は、「03-5521-0019」をご利用ください。

受付時間
9時～17時(土日祝を除く)

ご利用の流れや手続き方法など、詳しい内容については、eLTAXホームページをご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/>



国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除することができます。控除の対象となるのは、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに納付した保険料の全額です。令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から送付されます。お手元に届きましたら、年末調整・確定申告まで大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

*令和2年11月上旬に送付される方

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

*令和3年2月上旬に送付される方

令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます)

問 ねんきん加入者ダイヤル
☎ 0570-003-004
※050から始まる電話でかける場合は
☎ 03-6630-2525

受付時間
月～金曜日 8時30分～19時
第2土曜日 9時30分～16時



年金生活者支援 給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

■ 対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

(以下の要件をすべて満たしている必要があります。)

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が約462万円以下である

■ 請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

- ② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または町民課窓口で請求手続きをしてください。

■ お問い合わせ先

問 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1165
※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

受付時間
月曜日 8時30分～19時
火～金曜日 9時30分～17時15分
第2土曜日 9時30分～16時